新潟交通株式会社ＩＣカード乗車券取扱規則

2021年11月改訂

第1章　総則

第1条（目的）

この規則は、新潟交通株式会社（以下「当社」といいます。）が発売するICカードを媒体とした回数乗車券（以下、「ICカード乗車券」といいます。）の利用者に提供するサービスの内容とその利用条件を定め、利用者の利便向上を図ることを目的とします。

第2条（適用範囲）

1．ICカード乗車券の取扱について、当社運送約款に定めがない場合または運送約款と異なる取扱の場合は、この規則が優先します。

2．この規則が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送については、改定された規則の定めるところによります。

3．この規則に定めていない事項については別に定めるものによります。

第3条（用語の定義）

この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げる通りとします。

（1）「りゅーと乗車券」とは、当社が発売するICカード乗車券をいいます。

（2）「子どもカード」は小学生に対して発売するカードをいいます。有効期限は小学校卒業年度の3月31日までとなります。

（3）「一般カード」とは（2）および特別に発行したカード以外のカードを指します。

（4）「SF（ストアードフェア）」とはIC乗車券に記録される金銭的価値で専ら旅客運賃の支払いに充当するものをいいます。

（5）「チャージ（入金）」とはICカード乗車券に金銭的価値を付加することをいいます。

（6）「デポジット（預り金）」とは、返却することを条件にICカードの利用権の代価として収受するものをいいます。

（7）「ボーナスポイント」とは精算累計金額に応じて付与されるポイントをいいます。

（8）「ポイント還元」とは「ボーナスポイント」をSFに換算することをいい、「ポイント還元額」とは乗車ポイント還元によるSFをいいます。

（9）「リーダーライター（R／W）」とは車内に設置した装置で、乗車処理をするために設置したもの（以下「乗車R／W」と表記）と精算処理するために設置したもの（以下「精算R／W」と表記）があります。

（10）「チャージ機」とは「りゅーと乗車券」にチャージ（入金）できる機能をもった機器をいいます。

第4条（りゅーと乗車券の種類）

「りゅーと乗車券」の種類は「別表1」に定めるものとします。

第5条（契約の成立時期）

1．「りゅーと乗車券」による契約の成立時期は「りゅーと乗車券」を購入したときとします。

2．個別の運送契約の成立時期はバス車内においてR／Wで記録をした時とします。

第6条（使用方法）

1．乗車の際は乗車R／Wに、精算の際は精算R／Wに「りゅーと乗車券」を必ずふれてください。

2．他のICカードと重ねて乗車R／Wまたは精算R／Wにふれますと正しく反応しない場合があります。

必ず「りゅーと乗車券」1枚のみを乗車R／Wまたは精算R／Wにふれてください。

3．「りゅーと乗車券」は個人限定カードです。原則として本人使用に限ります。（ただし無記名式カードは除きます）

第7条（取扱路線）

「りゅーと乗車券」の取扱路線は新潟交通株式会社・新潟交通観光バス株式会社・県内高速バス共同運行会社が運行するバス路線のうち、当社が指定する路線とします。

ただし一部路線（「別表2」に定めるもの）についてはご利用いただけません。

第8条（制限事項等）

1．1回の乗車につき、2枚以上の「りゅーと乗車券」を同時に使用することはできません。

2．偽造、変造または不正に作成された「りゅーと乗車券」を使用することはできません。

第9条（制限または停止）

1．旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは次に掲げる制限または停止をすることがあります。

（1）販売または再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限もしくは停止。

（2）乗車区間・乗車経路・乗車方法もしくは乗車するバスの制限。

2．本条に基づくサービスの制限または停止に対し当社はその責めを負いません。

第2章　基本事項

第10条（ICカードの所有権）

1．「りゅーと乗車券」に使用するICカードの所有権は当社に帰属します。ただしカードの貸与時には通常同時に金銭的価値を付加するため、以降「発売」という表現とします。

2．「りゅーと乗車券」が不要になった時及びその「りゅーと乗車券」を使用する資格を失った時は「りゅーと乗車券」を返却しなければなりません。

3．当社の都合により、予告なく発売した「りゅーと乗車券」を交換することがあります。

第11条（りゅーと乗車券の発売条件）

「りゅーと乗車券」は原則として個人限定カードとします。よって基本的に個人で複数のカードを所持することはできません。（ただし当社が認めた場合を除きます。）

また発売時には所定の用紙に必要事項を記入し、「りゅーと乗車券」に個人データを記録することに同意の上発売いたします。ただし「一般カード」無記名式を希望される場合はこの限りではありません。

第12条（個人情報の取扱い）

1．利用者が記名式の購入、または無記名式から記名式への変更を申し込むときに提出した個人情報は、当社が管理します。

2．　当社は、取得した個人情報を次の目的で利用します。

（1）記名式の購入・変更・解約・再発行等の申込内容の確認

（2）当社から使用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認

3．統計情報の基礎資料として利用する場合等、個人を特定できないように修正した上で使用する場合があります。

4．当社は、取得した個人情報を、第2項の範囲内で、第7条に定める交通事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。

5．記名式の購入希望者または変更希望者が、前各項に同意しないときは、記名式の発売もしくは記名式への変更を行いません。

第13条（デポジット）

1．当社は「りゅーと乗車券」を発売する際に「デポジット（預り金）」として「りゅーと乗車券」1枚につき500円を収受します。

2．前項にかかわらず、「デポジット（預り金）」の額を変更する場合があります。

3．「りゅーと乗車券」を返却したときは第 13 条、第 28 条、第 37 条に定める場合を除き当社はお預かりしている「デポジット（預り金）」を返却します。

4．「デポジット（預り金）」は旅客運賃等に充当することはできません。

5．当社は一定条件の下で「デポジット（預り金）」を免除することがあります。

第１４条（りゅーと乗車券の失効）

1．カードの交換、SFの使用、SFのチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として１０年間これらの取扱が行われない場合には当該「りゅーと乗車券」は失効します。

2．前項の規定にかかわらず、遺失物となった「りゅーと乗車券」が遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）第７条第１項の規定による公告がされ、同条第４項に規定する公告の期間が経過した場合は、当該りゅーと乗車券は失効します。

3．第１項及び第２項により失効した「りゅーと乗車券」の「SF」及び「デポジット（預り金）」の返却を請求することはできません。

第１５条（利用履歴の確認）

1．「りゅーと乗車券」の「利用履歴」は取扱窓口（委託販売所を除く）と当社が認めた一部窓口で確認することができます。なお直近の 20 件のみ利用履歴が確認できます。（チャージ機においては直近 10 件）

2．履歴の確認内容は利用日・乗降時間・乗降停留所・利用金額・チャージ額・ポイント還元額・ポイント残数・SF残額です。（チャージ機においては利用日・利用金額・チャージ額・SF残額）

第１６条（再印字）

1．「りゅーと乗車券」はその券面表示事項が不明となったときは使用することができません。

2．券面表示事項が不明となった「りゅーと乗車券」は、取扱窓口（委託販売所を除く）で券面表示事項の再印字を請求することができます。（ただしカード裏面の刻印番号は再印字できません。）

第１７条（機器類の故障時）

万が一機器類（乗車R／W，精算R／Wなど）が故障した場合は乗車区間の運賃は「りゅーと乗車券」以外でお支払いいただきます。

その場合、「りゅーと乗車券」に係るポイント、割引等は適用となりません。

第3章　りゅーと乗車券

第１８条（発売額）

1．「りゅーと乗車券」の発売額は 2,000 円（デポジット 500 円を含む）とします。

2．前項にかかわらず、発売額を変更することがあります。

第１９条（有効期限）

1．「子どもカード」にはカード利用の有効期限があります。

2．有効期限は「別表1」に定めるものとします。

第２０条（運賃の減算）

1．「りゅーと乗車券」を利用される場合には、精算時に当該乗車区間の普通旅客運賃相当額を減算します。なお「子どもカード」の場合は適用される割引後の額を減算します。

2．「りゅーと乗車券」の残額が運賃額に対し不足の場合は「りゅーと乗車券」に「チャージ（入金）」されるか現金等でお支払いください。

第２１条（ボーナスポイントの付与及び有効期限）

1．精算累計金額に応じて「ボーナスポイント」を付与します。ただし県内高速バス路線精算運賃は対象外とします。

2．適用する付与ポイント・還元方法は「別表３」に定めたとおりとします。なお付与ポイントは変更する場合があります。

3．「ボーナスポイント」の有効期限は最終利用日から1年間とします。ただし第28 条により無効となった場合及びカード払戻し時に残っている乗車ポイントは無効とします。

第２２条（運賃の減算順序）

運賃の減算順序はSFのうちポイント還元分を優先的に減算します。

第２３条（のり割 30）

1．精算後、３０分以内の乗り継ぎで、乗り継いだバスの運賃から５０円を割引して減額します。一般割引カード、子どもカードは３０円、子ども割引カードは２０円の割引を適用します。県内高速バス路線、新潟市観光循環バス、住民バス、一部の区バス、深夜バスとの乗り継ぎは割引対象外とします。一部特別割引を適用する区間との乗り継ぎは割引対象外とする場合があります。

2．定期券区間ご利用の場合はサービス対象外です。

3．バスの遅れ等で３０分を超えた場合は割引対象になりません。

4．R／Wに正しくタッチしないと割引対象になりません。

5．１枚の「りゅーと乗車券」について、複数人での割引適用はできません

6．「のり割 30」と「まち割 60」の割引は併用しません。「まち割 60」を優先します。

第２４条（まち割 60）

1.下記の条件を満たす時に、乗り継いだ２乗車目の運賃から割引して減額します。

(1) １乗車目の乗車停留所と２乗車目の降車停留所が、両方とも指定系統の割引対象停留所であるとき

(2) １乗車目の降車停留所と２乗車目の乗車停留所が、両方とも指定の乗り継ぎ対象停留所であるとき

(3) １乗車目の降車時間と２乗車目の乗車時間が 60 分以内であるとき

一部特別割引を適用する区間は割引対象外とする場合があります。

2. 定期券区間ご利用の場合は対象外です。

3. バスの遅れ等で 60 分を超えた場合は割引対象になりません。

4. 乗車 R/W に正しくタッチしないと割引対象になりません。

5.1 枚の「りゅーと乗車券」について、複数人での割引適用はできません

6.「のり割 30」と「まち割 60」の割引は併用しません。「まち割 60」を優先します。

第２５条（チャージ）

1．「りゅーと乗車券」はバス車内運賃箱、チャージ機、「りゅーと乗車券」取扱窓口（委託販売所を除く）でチャージ（入金）することができます。

2．「りゅーと乗車券」にはＳＦ残額 20,000 円（乗車ポイント還元額含む）を上限として 1,000 円単位で任意にチャージ（入金）することができます。（ただしバス車内は SF 残額 10,000 円以下の場合に千円札のみ３枚までチャージできます）

第２６条（残高の確認）

「りゅーと乗車券」のＳＦ残高は乗車Ｒ／Ｗ，精算Ｒ／Ｗ，チャージ機、「りゅーと乗車券」取扱窓口（委託販売所を除く）と当社が認めた一部窓口により確認ができます。

第２７条（効力）

1．「りゅーと乗車券」は片道1回の乗車に限り有効なものとします。

2．途中下車の取扱はいたしません。

第２８条（無効となる場合等）

「りゅーと乗車券」は次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。預っているデポジット(預り金）は返却しません。

（1）記名人以外の者が使用した場合。
（2）偽造、変造、または不正に作成された「りゅーと乗車券」を所持している場合。
（3）破損等により利用できなくなり、旅客に責めがある場合。
（4）その他不正乗車の手段として使用した場合。

第２９条（不正使用等に対する旅客運賃及び増運賃の収受等）

1．第28 条の各号のいずれかに該当する場合は、乗車地からの区間に対する普通旅客運賃と、その倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。
2．前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、乗車地が判明しない時は始発からの乗車と見なします。

第３０条（再発行）

「りゅーと乗車券」は以下の場合に再発行します。再発行には記名本人である証明が必要です。また無記名式カードは再発行の対象になりません。なお処理の都合上、再発行は土・日祝日を除く3日後となり、再発行時点の残額・残乗車ポイントにて再発行します。
1．紛失あるいは盗難にあった「りゅーと乗車券」について、「りゅーと乗車券」取扱窓口（委託販売所を除く）に使用停止の手続きをされた方に対し再発行します。この際手数料 210 円とデポジットを別途申し受けます。また使用停止の申込を受け付けたカードはこれを取り消すことはできません。
2．破損等により利用できなくなった場合は、当該カードを「りゅーと乗車券」取扱窓口（委託販売所を除く）に提出することにより、残額、残乗車ポイントを引き継いで発行します。（旅客に責めがある場合は、手数料 210 円とデポジットが別途必要です。また旅客に責めがない場合でもカード裏面の刻印番号が判読できない場合は再発行できません。）ただし旅客の故意によって破損等があった場合は、当該カードを回収し新規購入となります。（残額、残乗車ポイントでは引き継ぎません）

第３１条（当社の免責事項）

紛失あるいは盗難にあった「りゅーと乗車券」の使用停止措置が完了するまでの間に当該「りゅーと乗車券」の払戻しやＳＦの使用等で生じた損害賠償については、当社はその責めを負いません。

第３２条（払戻し）

「りゅーと乗車券」が不要になった場合は「りゅーと乗車券」取扱窓口（委託販売所を除く）にカードを提出することにより、当該カードの残額の払戻しを請求することができます。この場合手数料として1枚につき 210 円を申し受けます。払戻し金額が 210 円以下の場合はデポジット 500 円のみの払戻しになります。
なおポイント還元額・乗車ポイントは払戻しの対象になりません。

第４章　りゅーと定期券

第３３条（発売）

発売時には所定の用紙に必要事項を記入し、「りゅーと定期券」に個人データを記録することに同意の上、発売条件に適用する次の定期券を発売します。ただし県内高速バス路線は対象外です。
（1）学生定期 … 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条に規定する保育所または当社の指定する学校に通学または通園する者に対して発売します。
（2）シニア専用定期 … 満65歳以上の旅客に対して発売します。
（3）通勤定期 …（1）・（2）以外の旅客に対して発売します。

第３４条（効力）

「りゅーと定期券」は、記名人のみ使用を認めます。

第３５条（再印字）

1．「りゅーと定期券」はその券面表示事項が不明となったときは使用することができません。
2．券面表示事項が不明となった「りゅーと定期券」は、取扱窓口（委託販売所を除く）で券面表示の再印字を請求することができます。（ただしカード裏面の刻印番号は再印字できません。）

第３６条（運賃の減算）

1．「りゅーと定期券」を使用し券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は（乗り越し）として取扱い別途乗車区間の普通運賃相当額を収受します。
2．有効期間の開始前及び有効期間の終了日以降は、定期券の効力はなく「りゅーと」として乗車区間に対する普通運賃を収受します。

第３７条（無効となる場合等）

「りゅーと定期券」は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。預っているデポジット（預り金）は返却しません。
（1）記名人以外の者が使用した場合。
（2）偽造、変造、または不正に作成された「りゅーと定期券」を所持している場合。
（3）その他不正乗車の手段として使用した場合。

第３８条（不正使用等に対する旅客運賃及び増運賃の収受等）

1．第 37 条の規定に該当する場合は、乗車地からの区間に対する普通旅客運賃と、その倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。
2．前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、乗車地が判明しない時は始発からの乗車とみなします。

第３９条（再発行）

「りゅーと定期券」は以下の場合に再発行します。再発行には記名本人である証明が必要です。なお処理の都合上、再発行は土・日祝日を除く3日後となります。
1．紛失あるいは盗難にあった「りゅーと定期券」について、「りゅーと」取扱窓口（委託販売所を除く）に使用停止の手続きをされた方に対し再発行します。
この際手数料 520 円とデポジットを別途申し受けます。また使用停止の申込を受け付けたカードはこれを取り消すことはできません。
2．破損等により利用できなくなった場合は、当該カードを「りゅーと」取扱窓口（委託販売所を除く）に提出することにより、同一券面残額、残乗車ポイントを引き継いで発行します。（旅客に責めがある場合は、手数料 520 円とデポジット（預り金）500 円が別途必要です。また旅客に責めがない場合でもカード裏面の刻印番号が判読できない場合は再発行できません。）
ただし旅客の故意によって破損等があった場合は、当該カードを回収し新規購入となります。（残額、残乗車ポイントは引き継ぎません）

第４０条（払戻し）

「りゅーと定期券」が不要になった場合は「りゅーと定期券」取扱窓口（委託販売所を除く）にカードを提出することにより、次のように払戻し手続きを申し受けます。
（1）「りゅーと定期券」と「りゅーと」の両方を払戻す場合（解約）
「りゅーと定期券」部分の払戻し額とチャージ（入金）残額の合計から手数料 520 円を差引いた金額とデポジット（預り金）500 円を払戻します。
（2）「りゅーと」定期券のみを払戻す場合
「りゅーと定期券」部分の払戻し額から手数料 520 円を差し引いた金額を払戻します。払戻し後は、チャージ（入金）残額はそのままで、記名式「りゅーと」としてご利用いただけます。
いずれの場合もポイント還元額・乗車ポイントは払戻しの対象になりません。

第４１条（当社の免責事項）

紛失あるいは盗難にあった「りゅーと定期券」の使用停止措置が完了するまでの間に当該「りゅーと定期券」の払戻しやＳＦの使用等で生じた損害賠償については、当社は責めを負いません。

別表1（第４条　りゅーと乗車券の種類）

券種	記名有無	対象	SF有効期限
一般	記名式	中学生以上の方	10年間利用なしの場合失効
一般	無記名式	中学生以上の方	10年間利用なしの場合失効
一般割引	記名式のみ	中学生以上の方で障がい者手帳等、交付を受けている方 介護人は対象外	10年間利用なしの場合失効
子ども	記名式のみ	小学生以下購入時証明書等提示必要	小学校を卒業する年度の3/31まで
子ども割引	記名式のみ	小学生以下の方で障がい者手帳等、交付を受けている方 （購入時証明書等提示必要）介護人は対象外	小学校を卒業する年度の3/31まで

券種	名称	記名有無	対象	SF有効期限
一般	通勤定期	記名式	どなたでもご購入いただけます　1･3･6ヵ月券 障がい者割引あり --- 【均一フリー】どなたでもご購入いただけます　1･3･6ヵ月券 障がい者割引あり	10年間利用なしの場合失効
学生	学生定期	記名式	第4章 第33条(1)に該当する学生の方　1･2･3･4･5･6･12ヵ月券 障がい者割引あり(小学生以下の障がい者割引はなし) --- 【均一フリー】 第4章 第33条(1)に該当する学生の方　1･2･3･4･5･6･12ヵ月券 障がい者割引あり（小学生以下の障がい者割引はなし） --- 【スクールワイド】 第4章 第33条(1)に該当する学生の方　3･4･5･6･12ヵ月券（月極販売） 購入時、学生証（小学生以下は健康保険証）の提示 小学生以下の割引なし	【中学生以上】 10年間利用なしの場合失効 【小学生以下】 小学校を卒業する年度の3/31まで
一般	シニア専用定期	記名式	【おでかけ65】 満65～69歳の方　6･12ヵ月（月極販売） 購入時証明書等提示必要 --- 【おでかけ70】 70歳以上の方　6･12ヵ月（月極販売） 購入時証明書等提示必要	10年間利用なしの場合失効

別表２（第７条　取扱路線）　●下記の路線では「りゅーと乗車券」はご利用いただけません。

都市間高速バス全線	実証実験路線

別表３（ボーナスポイント付与額・還元方法）

1ヶ月累計精算運賃	付与ポイント	累計ポイント	ポイント還元方法
2,000 円	10P	10P	○毎月1日～月末日までの累計ボーナスポイントを翌月以降の初乗車時または初回チャージ時（車内除く）に1ポイントを1円換算し１０円単位でＳＦに還元します。
4,000 円	30P	40P	
6,000 円	50P	90P	
8,000 円	70P	160P	
10,000 円	140P	300P	
～ 20,000 円	(2,000 円ごと) 100P	400 ～ 800P	
～ 40,000 円	(2,000 円ごと) 200P	1,000P ～ 2,800P	